

市川三郷町立上野小学校 学校いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得ることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期適切な対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努めなければなりません。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」をめざし、教育活動全体をとおして、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

上野小学校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかれたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることを意味しています。けんかやふざけ合いであっても、見えないところでひがいがはっせいしていることもあるので、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には、次のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要です。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こり得ることである。
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、そのためささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- (4) いじめは、様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、地域等のすべての関係者が連携して取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、次の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行っていきます。

1 いじめ対策委員会の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任
その他校長が必要と認める者（スクールカウンセラー等）とする。

2 いじめ対策委員会の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期適切な対応のための取組、
資料提示・集約分析等、地域連携を行う。

- 3 いじめ対策委員会の開催
学期に1回程度開催する。

Ⅲ 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍出来るような授業づくりや集団づくりを進めていくことです。

すべての児童が参加・活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずです。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していく必要があります。

そのために、以下のことを実践していきたいと思います

- 1 いじめ問題に関する全体計画の作成
- 2 いじめ問題に関する年間指導計画の作成と実行
- 3 いじめの未然防止のため、道徳教育の充実や障害のある児童への組織的な指導、体験活動、情報モラル教育の充実。
- 4 学校評価による検証と基本方針の見直し

Ⅳ 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。そのためには、日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，実態把握に努め，全教職員で情報を共有し，保護者とも連携して取り組みます。

そのために，次のことを実践していきます。

- 1 速やかな対応策の検討と実施
- 2 加害児童に対する組織的・継続的な観察と指導
- 3 被害児童とその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- 4 警察等との情報共有
- 5 保護者との情報共有

重大事態が発生した時は，次のことを実践します。

- 1 教育委員会への報告と連携
- 2 被害生徒に対する複数教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- 3 被害生徒への緊急避難措置の検討と実施
- 4 加害生徒への懲戒や出席停止の検討
- 5 警察への相談・通報や出席停止の検討
- 6 いじめ対策緊急保護者会の開催
- 7 教育委員会が設置する組織との連携と協力

〔早期発見の手立て〕

- アンケート調査
- 連絡帳
- 教育相談
- 日常の観察
- 保健室での観察
- 保護者からの相談
- 地域の方からの情報

V 早期対応の在り方

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応します。「いじめに係わる行為が止んでいる」「被害児童が心身の苦痛を感じていない」と認められるまで，被害児童を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした

態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。また、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携し、その対応に当たります。

2 いじめへの対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談します。

いじめが重大な事態と判断された場合は、設置者の指示に従って必要な対応をします。

- (1) いじめられた児童又はその保護者への支援
- (2) いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- (3) いじめが起きた集団への働きかけ
- (4) インターネット上のいじめへの対応
- (5) いじめの発見、通報を受けた時の対応

VI その他留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が協力体制を確立することが重要です。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要です。いじめがあった場合の組織的な対応ができるように、平素からこれらの対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図る必要がある。

(1) 校内研修の充実

いじめをはじめとする「生徒指導上の諸問題」に関する校内研修を行います。

(2) 教育相談日等の設定

教育相談日等を設定し、児童と向き合う時間を確保します。

(3) 関係機関等との連携

監督官庁や警察、地域の関係機関と連携を図り、必要な支援を受けます。

(平成30年10月20日改定)

(別表) いじめ防止指導計画

月	会 議	防 止 対 策	早 期 発 見
4月	いじめ対策 委員会 P T A 総会		
5月		児童総会	
6月	校内委員会		
7月			教育相談 いじめアンケート
8月	職員研修		
9月			学校評価
10月	いじめ対策 委員会		教育相談
11月		情報モラル教育 のための教育講 演会	
12月	校内委員会		いじめアンケート
1月			学校評価
2月	いじめ対策 委員会	児童総会 新入生事前指導	教育相談
3月			いじめアンケート